

# 愛知県都市職員共済組合職員の育児休業等に関する規則施行規程

(平成 22 年 10 月 1 日)  
(平成 22 年規程第 10 号)

改正 平成 29 年 2 月 28 日規程第 4 号

平成 29 年 6 月 29 日規程第 8 号

愛知県都市職員共済組合職員の育児休業等に関する規則施行規程（平成 10 年愛知県都市職員共済組合規程第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、愛知県都市職員共済組合職員の育児休業等に関する規則（平成 22 年愛知県都市職員共済組合規則第 9 号。以下「育児休業規則」という。）第 30 条の規定に基づき、職員の育児休業等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（育児休業規則第 2 条第 1 項の規程で定める者）

第 2 条 育児休業規則第 2 条第 1 項の規程で定める者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

（平29規程4・追加）

（育児休業の承認の請求手続）

第 2 条の 2 規則第 2 条第 2 項に規定する育児休業の承認の請求は、理事長が別に定める育児休業承認請求書により行うものとする。

- 2 理事長は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。
- 3 育児休業規則第 2 条第 1 項第 5 号の規定により再度の育児休業をしようとする職員は、第 1 項の規定により育児休業の承認を請求する際に育児休業等計画書を理事長に届け出るものとする。

（平29規程4・一部改正）

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第 3 条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

（育児休業に係る子が死亡した場合等の届出）

第 4 条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を理事長に届けなければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

- 2 前項の届出は、養育状況変更届により行うものとする。

3 第2条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

(育児休業をしている職員の職務復帰)

第5条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき、又は育児休業の承認が取り消されたとき（育児休業規則第7条第2項に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(育児休業に係る辞令の交付)

第6条 理事長は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。

- (1) 職員の育児休業を承認する場合
- (2) 職員の育児休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合
- (4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

(育児休業に伴う臨時的雇用に係る辞令の交付)

第7条 理事長は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他の適当な方法をもって辞令の交付に替えることができる。

- (1) 育児休業規則第8条第1項の規定により雇用期間を定めて職員を採用した場合
- (2) 育児休業規則第8条第1項の規定により雇用期間を定めて採用された職員（次号において「任期付採用職員」という。）の雇用期間を更新した場合
- (3) 雇用期間の満了により任期付採用職員が当然に退職した場合

(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)

第8条 育児休業規則第9条第1項の規程で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 育児休業規則第2条の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程（平成10年規程第5号。以下「給与規則施行規程」という。）第102条第3号及び第4号に掲げる職員（同号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第9号。以下「給与規則」という。）の適用を受ける休職者であった期間を除く。）

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をする場合の届出)

第9条 育児休業規則第15条第6号の規定により育児短時間勤務をしようとする職員は、次条第1項の規定により育児短時間勤務の承認を請求する際に育児休業等計

画書を理事長に届け出るものとする。

(平29規程4・一部改正)

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第10条 育児短時間勤務の承認又は延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第11条 第4条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(育児短時間勤務等に係る辞令の交付)

第12条 理事長は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。

- (1) 職員の育児短時間勤務を承認する場合
- (2) 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合
- (4) 育児休業規則第23条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用に係る辞令の交付)

第13条 理事長は、次に掲げる場合には、辞令を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に替えることができる。

- (1) 育児休業規則第24条第1項の規定により職員を採用した場合
- (2) 育児休業規則第24条第1項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）の雇用期間を更新した場合
- (3) 雇用期間の満了により短時間勤務職員が当然に退職した場合

(部分休業の承認の請求手続)

第14条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書により行うものとする。

2 第4条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

第15条 第4条の規定は、部分休業について準用する。

附 則

この規程は、公告の日から施行する。

附 則（平成29年2月28日規程第4号）

この規程は、公告の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。